

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月25日

千葉地方法務局 登記官 青 木 恒 一

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
0400-2024-0035	千葉県若葉区大宮町	3 0 6
0400-2024-0065	千葉県若葉区大宮町	1 4 8 4
0400-2024-0071	千葉県若葉区大宮町	2 5 4 6 - 3
0400-2024-0072	千葉県若葉区大宮町	2 7 0 9
0400-2024-0073	千葉県若葉区大宮町	2 7 1 4